

公表第13号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市議会議長、久留米市選挙管理委員会委員長、久留米市公平委員会委員長及び久留米市田主丸財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年9月9日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：協働推進部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	補助金等 交付事務	校区人権啓発推進協議会補助金において、収支決算書の繰越金が補助額の1/10を超える校区があるが、その必要性が認められないものがある。また、この補助金は事業の規模や校区人口に関わらず一律の金額が交付されており、全校区で有効に活用されるような交付方法を検討すべきである。
指摘事項	財務監査	物品管理 事務	備品台帳において、物品管理者が変更となっているが、管理換えの手続きがなされていないものがある。
			ご指摘を受け、校区人権協補助金の確定に関しては繰越金の額が10%を超える場合原則として返還することになる旨を改めて各校区に指導いたしました。交付方法については、補助金交付の目的を達するための必要最小限の経費は校区規模の大小では変わらないという判断のもと、一律に交付しており、地域の実情に応じた活発な啓発活動を指導することで、全校区で補助金が真に有効活用される取り組み・啓発活動を行います。
			ご指摘を受け、管理換えの手続きをいたしました。